

## 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 対内直接投資等に関する事項

一 株式取得者と特別の関係にあるものに、共同して議決権その他の権利を行使することに合意したものと特別の関係にあるものを追加すること。  
(第二条第四項関係)

二 対内直接投資等に該当する上場会社等の株式への一任運用について、当該株式への一任運用の後に運用者と当該運用者の密接関係者が保有等を行うこととなる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるものを追加すること。  
(第二条第九項関係)

三 次に掲げる事項を対内直接投資等に含まれる行為に追加すること。

1 上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得の後に議決権取得者と当該議決権取得者の密接関係者（密接関係者については、第二条第四項各号に掲げるものとする。2及び4において同じ。）が保有等を行うこととなる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの。

2 他のものが保有する会社の議決権の行使について当該他のものを代理する権限（受任をするものが

当該会社又はその役員以外のものであつて、受任をするものが当該会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある議案に係るものに限る。3において同じ。）を受任することであつて、非上場会社の議決権に係るもの（外国為替及び外国貿易法第二十六条第一項各号に掲げるものが直接に保有する非上場会社の議決権に係るものを除く。）又は上場会社等の議決権に係るものであつて当該受任の後に受任者と当該受任者の密接関係者が保有等をする事となる議決権数を合計した議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの。

3 非居住者である個人が、非居住者となる以前から引き続き保有する非上場会社の議決権の行使について、代理する権限を外国投資家に委任すること。

4 共同して上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することにつき、当該上場会社等の議決権その他の権利を有する他の非居住者である個人又は法人等の同意を得ることであつて、同意取得者、同意者、当該同意取得者の密接関係者と当該同意者の密接関係者（当該同意者の密接関係者については、第二条第四項第十五号及び第十六号を除く。）が保有等をする議決権数を合計した

議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの。

(第二条第九項及び第十一項関係)

四 対内直接投資等に含まれる行為の追加に合わせて、届出又は報告が必要となる対内直接投資等から除くものを変更すること  
(第三条第一項関係)

## 第二 技術導入契約に関する事項

技術導入契約の締結等をした場合に事後報告を行う期限を、締結等をした日から起算して四十五日以内に変更すること。  
(第六条の四関係)

## 第三 その他所要の整備を行うこと。

## 第四 附則

一 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。ただし、第六条の四第一項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第五条まで関係)